

民間団体等を対象とした補助金等に関する行政  
評価・監視結果に基づく勧告（第2次）

平成18年8月

総務省

## 前 書 き

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成 18 年度当初予算で 27 兆 5,862 億円となっている。

このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2 兆 3,828 億円）については、平成 17 年 8 月 11 日に閣議了解された「平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正な執行の事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保、あるいは効果的かつ効率的な執行も課題となっている。

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10 年以上）継続し予算が一定額（平成 15 年度予算額 1 億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な執行等を図る観点から、52 補助金等の執行状況や効果の把握の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

なお、早急に措置を要する 19 事項（15 補助金等）については、第 1 次勧告として、平成 17 年 10 月 14 日、5 省に対して勧告し、18 年 5 月までに所要の改善措置が図られたところである。

# 目 次

- 1 補助金等の執行の適正化等 ..... 1
  
- 2 補助金等の効果的かつ効率的な執行 ..... 4
  
- 3 補助金等の整理合理化 ..... 6

## 1 補助金等の執行の適正化等

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成 18 年度当初予算で 27 兆 5,862 億円となっている。このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等。以下同じ。）が行う各種事務又は事業を対象とした補助金等は、2 兆 3,828 億円となっている。

民間団体等を対象としたものも含め、補助金等については、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的として、昭和 30 年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が制定された。この法律には、補助金等の交付の対象となる事務又は事業（以下、これらを「補助事業」という。）に係る遂行義務、補助金等の返還等が規定されている。また、補助金等適正化法の適用を受けない委託費にあっても、それぞれの委託契約の中で、委託事業に係る遂行義務、委託費の返還等が定められている。

また、民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等の交付要綱等に定められた補助要件等（事業の範囲、算定基準、補助の条件等）に基づいて行われている。

今回、民間団体等を対象とした補助金等のうち、長期間（10 年以上）継続し予算が一定額（平成 15 年度予算額 1 億円）以上のものから、①「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により廃止することとされたもの、②最近の行政評価等で調査したものの等を除外した 52 補助金等（7 省所管。別紙 1 参照）について、補助金等の交付状況、補助事業の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 次の 4 補助金等については、補助事業者から提出された、実態と相違し

た実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいて交付金額が決定されているなど不適正な執行となっているものがある。

これらは、i) 補助事業者が不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額医療費貸付事業等交付金</li> <li>・企業年金連合会事務費補助金</li> </ul> |
| 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究調査委託費</li> </ul>                             |
| 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金</li> </ul>                  |

- ② 次の5補助金等については、補助事業の目的からみて、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているものがある。

これらは、i) 交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が十分明示されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険団体連合会等補助金</li> <li>・身体障害者福祉促進事業委託費</li> <li>・高額医療費貸付事業等交付金</li> </ul> |
| 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜共済損害防止事業交付金</li> </ul>                                                    |
| 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業連携・技術等支援事業費補助金</li> </ul>                                               |

- ③ 次の3補助金等については、経費の算定方法が国の基準等に合っていないものがある。

これらは、i) 国の基準等を踏まえた経費の算定方法とするよう十分明示されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者研修費等補助金</li> <li>・疾病予防検査等委託費</li> </ul> |
| 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜共済損害防止事業交付金</li> </ul>                     |

- ④ 次の4補助金等については、主に研究者個人に交付されるものであるが、

経理の適正化の確保や研究者の事務負担を軽減する観点から、文部科学省及び厚生労働省では、当該研究者が所属する大学、研究所等（以下「所属機関」という。）が補助金等の事務を行うこと（以下「機関管理」という。）としている。さらに、文部科学省では、補助金の不正使用を防止するための研修会や説明会及び内部監査を実施することを所属機関に求めている。

しかしながら、これら補助金等の執行状況をみると、支出対象と認められていない経費への支出等の不適正な執行や必要以上に研究者が自ら補助金等の一部を現金で保有しており補助金の取扱いが不適切となっているもの等がある。

これらは、a) 研究者が自ら補助金等の管理を行っている、b) 機関管理が証拠書類の整理にとどまっているなど、機関管理が適切に行われていないこと等によるものである。

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 文部科学省 | ・科学研究費補助金                               |
| 厚生労働省 | ・厚生労働科学研究費補助金<br>・がん研究助成金<br>・循環器病研究委託費 |

したがって、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者等に対して、次の措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。また、不適正な執行となっているものについては、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

- ① 正確な実績報告等の提出を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施すること。（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）
- ② 交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲等を明示すること。（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）
- ③ 国の基準等を踏まえた経費の算定方法を明示すること。（厚生労働省、農林水産省）
- ④ 研究者個人に交付され、機関管理を行うこととされている補助金等については、機関管理等の実施を徹底するとともに、現行の措置の実施状況

踏まえ、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討すること。（文部科学省、厚生労働省）

## 2 補助金等の効果的かつ効率的な執行

民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等の交付要綱等に定められた補助要件等に基づいて的確かつ迅速に実施することが求められている。

今回、52 補助金等（7 省所管。別紙 1 参照）について、補助金等の交付状況や交付先の民間団体等における補助事業の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）を原資として、社団法人全国社会保険協会連合会が実施する高額医療費貸付事業は、貸付申込者に支給される高額療養費見込額の 80%に相当する額を貸し付け、その返済は、実際に支給される高額療養費を都道府県社会保険協会（以下「都道府県協会」という。）が代理受領することにより行われているが、高額療養費の支給額が貸付額に満たない場合は、その差額（以下「精算不足金」という。）を貸付申込者から返還させるものとなっている。

この精算不足金の回収状況をみると、未回収の件数及び金額は年々増加し、全国で、平成 11 年度末には 344 件、2,011 万円であったものが、15 年度末には 648 件、3,921 万円となっている。これらについては、貸付時の審査を的確に行うことや都道府県協会と社会保険事務所との連携を図ることなどにより、精算不足金の発生防止に努めることができたとみられる例がある一方で、i) 貸付後長期間を経過しても回収できていない、ii) 借受人の所在が不明となっているため、回収が困難となっている、iii) 精算不足金の管理及び回収に関するマニュアルが策定されていないため、返還請求や督促が適切に行われていないなどの状況がみられる。

- ② 水産物流通の構造改革の推進のための試験的な事業である水産物流通対策事業費補助金（農林水産省）による水産物サプライチェーン流通パイロット事業（以下「流通パイロット事業」という。）は、事業成果を十分検証

することが重要であることから、財団法人魚価安定基金（以下「魚価基金」という。）がこれを調査報告書として取りまとめて関係団体に配布したり、事業実施団体が他の漁業団体に事業内容等を説明するなどの措置が講じられている。

しかし、3補助事業者における流通パイロット事業の実施状況等をみると、本事業の一部である情報システムの開発において、環境や基盤が整っていないなどの理由で事業の途中で情報システム化を断念した例、補助金交付終了と同時に情報システムの稼働を停止した例がみられ、これらは、当該補助事業者から農林水産省及び魚価基金へ報告されていない。このような例の農林水産省又は魚価基金による把握、原因・理由の分析は、本事業の補助金実施要領等において補助金交付終了後の報告の仕組みも設けられていなかったこともあり、行われていない。

なお、本事業に対する補助金交付は、平成16年度をもって終了しているが、新たに17年度から、漁業関係団体が水産物流通対策に係る魅力的なビジネスモデルの確立を図るための事業を行っている。

- ③ 次の4補助金等については、a)補助金等の交付手続が遅延していること、b)補助事業者等に過度の事務処理を求めていること、c)補助事業の執行のために参考となる情報が十分提示されていないことにより、補助事業者等において非効率的な執行となっているものがみられた。

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 厚生労働省 | ・厚生労働科学研究費補助金                   |
| 農林水産省 | ・特定原料用甘しょ特別集荷奨励金<br>・患畜処理手当等交付金 |
| 経済産業省 | ・石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金           |

したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 高額医療費貸付事業における精算不足金の回収業務については、補助事業者に対し、i)貸付申込時の審査を的確に行うよう指導すること、ii)都道府県協会と社会保険事務所の連携を図ることなどにより、精算不足金の発生防止に努めるよう指導すること、iii)精算不足金の回収計画の策定、

借受人への対応状況や未返済理由等の記録、個別訪問による督促の励行、回収困難事例ごとの対処方法等を内容とする精算不足金の管理・回収マニュアルを策定するよう指導するとともに、当該マニュアルに基づき精算不足金を厳格かつ的確に回収するよう指導すること。

- ② 流通パイロット事業のように水産物流通対策における実証試験の実施とその成果の普及を図る事業については、事業実施中又は実施後に所期の成果を上げることができなかった例について、その原因・理由を分析し、見出された課題を今後の事業の実施に当たって適切に反映させる仕組みを設けること。
- ③ 補助事業者等において非効率的な執行となっているものについては、交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、事業執行の効率化を図ること。

### 3 補助金等の整理合理化

民間団体等を対象とした補助金等については、「平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 17 年 8 月 11 日閣議了解）等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。

今回、52 補助金等（7 省所管。別紙 1 参照）について、補助金等の交付状況や補助事業の実施状況を調査した結果、次の 6 補助金等の 8 事業については、①事業規模等が過大となっている、②補助事業の実施が低調又は非効率となっている、③補助目的が達成されていない、④他に類似の事業が実施されている等の状況がみられた（別紙 2 参照）。

|       |                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会事業学校等経営委託費（別紙 2 の①）</li><li>・ 診療等委託費（高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費）（別紙 2 の②）</li><li>・ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業（別紙 2 の③）</li><li>・ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事</li></ul> |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
|       | 業（別紙2の④）<br>・ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業（別紙2の⑤）                              |
| 農林水産省 | ・ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業（別紙2の⑥）                                                |
| 経済産業省 | ・ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業（別紙2の⑦）<br>・ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業（別紙2の⑧） |

したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、補助事業の廃止や事業規模の算出方法の見直し等による補助金等の縮減、事業内容を成果の上がるものとする事等による補助事業の重点化など、補助事業の在り方を見直す必要がある。

## 別紙1

## 調査対象補助金等一覧

## ① 第1次調査分

(単位:千円)

| 所管省名                  | 補助金等名                      | 平成16年度             | 17年度        |            |
|-----------------------|----------------------------|--------------------|-------------|------------|
| 総務省                   | 1 地方交付税算定等業務委託費            | 204,667            | 204,667     |            |
| 文部科学省                 | 2 民間スポーツ振興費等補助金            | 2,168,093          | 2,398,040   |            |
| 厚生労働省                 | 3 医療関係者研修費等補助金             | 149,348            | 194,160     |            |
|                       | 4 生活衛生振興助成費等補助金            | 263,620            | 275,560     |            |
|                       | 5 民間社会福祉事業助成費補助金           | 476,068            | 468,101     |            |
|                       | 6 国民健康保険団体連合会等補助金          | 7,205,247          | 7,701,892   |            |
|                       | 7 企業年金連合会事務費補助金            | 486,084            | 474,349     |            |
|                       | 8 国民年金基金連合会事務費補助金          | 1,297,749          | 1,369,087   |            |
|                       | 9 衛生関係指導者養成等委託費            | 150,295            | 126,357     |            |
|                       | 10 社会事業学校等経営委託費            | 563,760            | 563,985     |            |
|                       | 11 身体障害者福祉促進事業委託費          | 438,659            | 401,789     |            |
|                       | 12 高額医療費貸付事業等交付金           | 1,128,168          | 831,259     |            |
|                       | 13 健康保険病院看護師養成所経営委託費       | 350,154            | 220,462     |            |
|                       | 14 疾病予防検査等委託費              | 52,825,052         | 50,419,225  |            |
|                       | 農林水産省                      | 15 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金 | 1,505,000   | 1,450,000  |
|                       |                            | 16 大豆生産者団体等交付金     | 25,807,516  | 24,051,880 |
| 17 患畜処理手当等交付金         |                            | 434,540            | 484,265     |            |
| 18 農業生産振興事業推進費補助金     |                            | 1,260,752          | 1,257,887   |            |
| 19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金 |                            | 989,607            | 841,266     |            |
| 20 漁業共済事業実施費補助金       |                            | 374,400            | 374,400     |            |
| 21 漁業共済事業業務費補助金       |                            | 75,285             | 71,820      |            |
| 22 水産業振興事業費補助金        |                            | 721,651            | 464,858     |            |
| 経済産業省                 | 23 家畜共済損害防止事業交付金           | 781,859            | 809,669     |            |
|                       | 24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金      | 815,846            | 790,086     |            |
|                       | 25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金      | 116,015            | 115,074     |            |
|                       | 26 電源立地等推進対策補助金            | 5,120,950          | 4,919,711   |            |
|                       | 27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金 | 3,455,604          | 3,083,197   |            |
| 国土交通省                 | 28 石油製品需給適正化調査等委託費         | 1,209,485          | 1,873,448   |            |
|                       | 29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金     | 2,702,000          | 2,135,862   |            |
|                       | 30 航空機購入費補助金               | 1,596,477          | 1,468,634   |            |
| 合計 (30補助金等)           |                            | 114,673,951        | 109,840,990 |            |

(金額は補正後予算額)

(注) 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額(補正後予算額)を示し、その名称は以下のとおりである(「補助金総覧」により作成)。

- 「1 地方交付税算定等業務委託費」
- 「2 民間スポーツ振興費等補助金」：日本体育協会(目細)、日本オリンピック委員会(目細)及び日本学校保健会(目細)
- 「3 医療関係者研修費等補助金」：看護職員就労促進費等補助金(目細)
- 「4 生活衛生振興助成費等補助金」
- 「5 民間社会福祉事業助成費補助金」：全国社会福祉協議会等活動助成費補助金(目細)  
>全国社会福祉協議会等活動推進費(積算内訳)
- 「6 国民健康保険団体連合会等補助金」
- 「7 企業年金連合会事務費補助金」：企業年金連合会事務費補助金(目細)
- 「8 国民年金基金連合会事務費補助金」
- 「9 衛生関係指導者養成等委託費」：救急医療施設医師研修会等(目細)
- 「10 社会事業学校等経営委託費」
- 「11 身体障害者福祉促進事業委託費」：点字図書貸出等委託費(目細)
- 「12 高額医療費貸付事業等交付金」
- 「13 健康保険病院看護師養成所経営委託費」：財団法人分(目細)
- 「14 疾病予防検査等委託費」
- 「15 特定原料用甘しよ特別集荷奨励金」
- 「16 大豆生産者団体等交付金」
- 「17 患畜処理手当等交付金」：へい殺畜等棄却手当交付金(目細)
- 「18 農業生産振興事業推進費補助金」：果実生産出荷安定基金造成費補助金(目細) > 果実需給安定対策事業費(積算内訳)及び果実等消費拡大特別対策事業費(積算内訳)
- 「19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金」：林業生産流通総合対策事業推進費補助金(目細) > 森林保全管理対策事業費(積算内訳)及び木材安定供給体制整備事業費(積算内訳)
- 「20 漁業共済事業実施費補助金」
- 「21 漁業共済事業業務費補助金」：業務費(積算内訳) > その他の法人分(積算内訳)
- 「22 水産業振興事業費補助金」：水産業振興総合対策推進指導費補助金(目細) > 水産業改良普及事業対策費(積算内訳) > その他の法人分(積算内訳)
- 「23 家畜共済損害防止事業交付金」
- 「24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金」：中小企業連携組織対策推進事業費補助金(目細)
- 「25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金」：全国下請企業振興協会補助金(目細)
- 「26 電源立地等推進対策補助金」：電源地域振興促進事業費補助金(目細) > 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(積算内訳)
- 「27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金」：新エネルギー・省エネルギー設備導入促進指導事業費等補助金(目細) > 省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業(積算内訳) > 社団法人・財団法人分(積算内訳)
- 「28 石油製品需給適正化調査等委託費」：以下の i から v の合計額
  - i 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費(目細) > 石油ガス技術指導事業(積算内訳)
  - ii 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費(目細) > 石油ガス技術普及事業(積算内訳)
  - iii 石油製品需給適正化調査委託費(目細) > 石油ガス流通合理化対策調査(積算内訳)
  - iv 石油情報普及啓発事業委託費(目細) > 社団・財団法人分(積算内訳)
  - v 石油産業体制等調査研究委託費(目細) > 石油産業情報化推進調査(積算内訳)
- 「29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金」
- 「30 航空機購入費補助金」

## ② 第2次調査分

(単位:千円)

| 所管省名        | 補助金等名                    | 平成16年度      | 17年度        |
|-------------|--------------------------|-------------|-------------|
| 文部科学省       | 1 科学研究費補助金               | 169,275,000 | 173,900,000 |
| 厚生労働省       | 2 厚生労働科学研究費補助金           | 39,252,016  | 39,500,822  |
|             | 3 がん研究助成金                | 1,711,250   | 1,850,000   |
|             | 4 循環器病研究委託費              | 656,750     | 710,000     |
|             | 5 診療等委託費                 | 2,182,558   | 2,153,086   |
|             | 6 職業講習等委託費               | 10,534,700  | 10,461,502  |
| 農林水産省       | 7 総合食料対策事業推進費補助金         | 147,389     | 143,421     |
|             | 8 試験研究調査委託費              | 263,417     | 178,623     |
|             | 9 水産物流通対策事業費補助金          | 1,815,745   | 1,837,275   |
|             | 10 漁業資源調査等委託費            | 1,005,432   | 1,376,482   |
|             | 11 水産業振興事業委託費            | 322,270     | 268,865     |
|             | 12 水産業振興事業民間団体委託費        | 364,721     | 373,946     |
| 経済産業省       | 13 環境問題対策調査等委託費          | 1,506,939   | 2,145,878   |
|             | 14 石油製品品質確保事業費補助金        | 2,485,086   | 2,362,043   |
|             | 15 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金  | 1,394,848   | 1,994,524   |
|             | 16 電源立地等推進対策委託費          | 3,770,741   | 2,334,732   |
|             | 17 水力開発促進調査等委託費          | 809,217     | 809,195     |
|             | 18 石油代替エネルギー導入促進対策調査等委託費 | 1,103,686   | 1,152,145   |
|             | 19 天然ガス探鉱費補助金            | 1,733,486   | 1,733,486   |
|             | 20 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金   | 1,053,408   | 1,053,408   |
| 国土交通省       | 21 鉄道技術開発費補助金            | 1,168,459   | 1,150,927   |
| 環境省         | 22 環境保全調査等委託費            | 126,312     | 94,363      |
| 合計 (22補助金等) |                          | 242,683,430 | 247,584,723 |

(金額は補正後予算額)

(注) 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額(補正後予算額)を示し、その名称は以下のとおりである(「補助金総覧」により作成)。

- 「1 科学研究費補助金」：独立行政法人(積算内訳)及び個人(積算内訳)
- 「2 厚生労働科学研究費補助金」：厚生労働科学研究費補助金(目細)
- 「3 がん研究助成金」
- 「4 循環器病研究委託費」
- 「5 診療等委託費」：以下 i 及び ii の合計額
  - i 高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費(目細) > 社団法人・財団法人(積算内訳) > 中小企業労働情報提供サービス等事業費(積算内訳) 及び 高年齢労働者安全衛生等調査研究事業費(積算内訳)
  - ii 労働災害防止対策強化推進委託費(目細) > 社団法人・財団法人(積算内訳)
- 「6 職業講習等委託費」：以下 i 及び ii の合計額
  - i 雇用管理改善推進事業等委託費(目細) > 社団法人・財団法人(積算内訳) > 雇用管理改善推進等事業費(積算内訳) 及び 中小企業労働情報提供サービス等事業費(積算内訳)
  - ii 女性雇用管理推進援助委託費(目細) > 社団法人・財団法人(積算内訳)
- 「7 総合食料対策事業推進費補助金」：植物防疫対策費補助金(目細) > 民間団体分(積算内訳)
- 「8 試験研究調査委託費」：農林水産業技術開発総合研究等委託費(目細) > 社団法人等分(積算内訳)
- 「9 水産物流通対策事業費補助金」 > 社団法人等分(積算内訳)、その他の法人分(積算内訳)
- 「10 漁業資源調査等委託費」 > 社団法人等分(積算内訳)
- 「11 水産業振興事業委託費」：漁場環境保全調査等委託費(目細) > 社団法人等分(積算内訳)
- 「12 水産業振興事業民間団体委託費」：水産業振興事業調査等委託費(目細) > 社団法人等分(積算内訳)、その他の法人分(積算内訳)
- 「13 環境問題対策調査等委託費」
- 「14 石油製品品質確保事業費補助金」：石油製品品質確保事業費補助金(目細) > 石油製品品質確保事業(積算内訳)
- 「15 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金」：石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(目細) > 構造改善円滑化事業(積算内訳) > 組合分(積算内訳)
- 「16 電源立地等推進対策委託費」：電源立地推進調整等委託費(目細) > 電源地域振興指導事業(積算内訳) > その他法人分(積算内訳)
- 「17 水力開発促進調査等委託費」：中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費(目細)
- 「18 石油代替エネルギー導入促進対策調査等委託費」：地方都市ガス事業天然ガス化促進対策調査委託費(目細)
- 「19 天然ガス探鉱費補助金」
- 「20 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金」
- 「21 鉄道技術開発費補助金」：超電導磁気浮上方式鉄道技術開発費等補助金(目細)
- 「22 環境保全調査等委託費」：国際環境協力等推進委託費(目細)

## 別紙2（補助金等の整理合理化）

### ① 社会事業学校等経営委託費（厚生労働省）

#### （事業等の概要）

社会事業学校等経営委託費は、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより、指導的社会福祉事業従事者を養成する日本社会事業大学（以下「日社大」という。）に対し、経営委託費を交付するものである（平成16年度決算額：5億658万円）。

#### （調査結果）

① 「社会福祉主事養成課程」（必置義務のない民間の社会福祉施設の職員を対象とした通信教育）と他の団体が国の委託を受けずに実施している同様の課程とを比較すると、日社大の方が、i) 開講時期が25年近く遅い、ii) 受講定員が4分の1程度と少ない、iii) 受講費用が5万円高い、iv) 修了できなかった受講者の比率が3ポイント程度高い、v) 受講者1人当たりの所要経費が約1万4,000円高いなどの状況となっている。

また、経済的困窮者に奨学金を給付する「学内給費生制度」については、i) 給費生の福祉関係分野への就職比率が卒業生全体のそれよりも6ポイント弱低い、ii) 国立大学や福祉系私立大学における同様の制度と比べ、受給者比率、支給額比率が高い、iii) 本制度の目的（家庭の経済状況にかかわらず、福祉現場で働く意欲がある学生の数及び質を確保）に対する効果を把握していない状況となっている。また、学業成績が優秀な者の授業料を免除する「特待生制度」についても、同様の状況となっている。

そのほか、指導的社会福祉事業従事者を養成する日社大では、i) 全国から広く学生を受け入れることとしているが、志願者、入学者とも約8割が関東地方に集中している、ii) 文部科学省が特色ある優れた教育改革の取組に重点的な財政支援を行う大学教育改革支援プログラムに2回申請しているものの、採択されていない、iii) 社会福祉に関する専門職大学院（平成16年度に日本で初めて開設）は、定員を割り込む（開設2年目の17年度）状況となっている。

② 厚生労働省は、平成13年度に介護実習棟の施設整備に係る事業評価（事前評価）を行っているが、日社大における委託事業を対象とした政策評価（実績評価）は全く行っていない。

#### （改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、日社大の学校運営全般の状況を把握した上で国が委託費を交付して学校運営を行う必要性及び効果について検証し、事業の全体又は一部が委託事業として実施する必要性が低いと認められる場合、委託事業としては廃止するなど、委託費の在り方を見直す必要がある。

## ② 診療等委託費（高齢労働者安全衛生等調査研究委託費）（厚生労働省）

### （事業等の概要）

高齢労働者安全衛生等調査研究委託費は、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）が委託を受けて実施する、i) 労働条件等自主的改善対策推進事業、ii) 労働条件相談センター事業、iii) 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業、iv) 中小企業賃金制度支援事業等に対して交付するものである（これら i) から iv) までの事業の平成 16 年度決算額：10 億 3,123 万円）。

### （調査結果）

- ① 労働条件相談センター事業により設置されている労働条件相談センター（以下「相談センター」という。）は、その設置要綱において、「労働者が通勤途上の 17 時以降や土曜日に容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるように、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に」開設するとされ、全基連の各都道府県支部とは別の来所しやすい場所に設置されており（全国 20 か所）、それに要する賃借料等の経費が支出されている。相談センターではフリーダイヤルを開設していることもあり、平成 12 年度から 16 年度までの間に来所した相談者の割合は、相談者全体の 1 割程度（平成 16 年度の場合、9.6%（相談者 47,176 人中 4,520 人が来所）、1 相談センター 1 日当たりでは 0.8 人）となっている。
- ② 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業及び中小企業賃金制度支援事業（以下「2 事業」という。）は、企業における労働条件や賃金制度の整備・改善のための支援を行う事業で、事業ごとに、企画管理業務を行う者と、企業に赴くなどして指導・助言を行う者（以下、これらを「担当者」という。）がそれぞれ配置されている。この 2 事業は、広く労働条件の確保及び改善を目的としている点で共通している部分もあり、担当者には、労働関係法令に精通した類似の経歴を持つ者が委嘱され、中には、2 事業の企画管理業務を兼務している担当者もみられる。

### （改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、相談センターの設置場所を見直したり、事業ごとに置かれている担当者の配置を弾力化するなどの措置を講ずることにより、委託費の縮減を図る必要がある。

### ③ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業（厚生労働省）

#### （事業等の概要）

民営職業紹介事業指導援助費は、社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が委託を受けて実施する職業紹介責任者講習会（以下「講習会」という。）等に対して交付されるものである（平成16年度決算額：1億4,300万円）。講習会は、職業紹介責任者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14等において職業紹介事業者を選任が義務付け）として選任が予定されている者等に対し、職業安定法及び関係法令の趣旨、職業紹介責任者の職務等について講習を行うものである。

#### （調査結果）

講習会は厚生労働省として実施するものであり、委託要綱及び委託契約書において、受託者たる民紹協は、委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、これを他の経理と区分するとされている。

民紹協では、講習会の実施に当たり、受講者から受講費用（新規受講者から8,000円、継続受講者であって民紹協の会員から1,000円、非会員から4,000円）を徴収し、これを本委託費では不足するテキストの作成・印刷費等（以下「テキスト作成費等」という。）に充当している。

しかしながら、これらの受講費用の徴収額及びテキスト作成費等は、委託費とは別に、民紹協の収支予算書及び収支計算書において一般会計上の収入及び支出に掲載され、厚生労働省に提出されているものの、委託事業費精算報告書等には掲載されていない。また、民紹協の資料によると、テキスト作成費等のほかに、管理費所要額が民紹協の一般会計から支出されているが、これらの詳細も厚生労働省に報告することとされていない。

さらに、受講費用の徴収額と委託費との合計額が講習会の実施に要した経費を上回ったときの精算方法が定められていないため、調査した平成12年度以降、収入が支出を上回った14年度及び15年度については、民紹協が委託事業である講習会の実施によって利益を得たことになっている。

以上のような委託事業に係る収入及び支出の処理は、透明性及び厳格性に欠けるものであり、適切ではない。

#### （改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在委託費から支出されていない経費を含め講習会の実施に必要な経費を厳格に算出した上で、それに見合った適正な受講費用を自ら決定するとともに、当該年度の委託事業の終了後、受講費用の徴収による収入額及び支出額を委託事業費精算報告書等により報告させ、受講費用の徴収による余剰金が生じた場合には委託費を減額する仕組みを設けること。
- ② 委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、それぞれの積算根拠と併せて公開し、その透明性を高めること。

#### ④ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業（厚生労働省）

##### （事業等の概要）

労働者派遣事業雇用管理等援助費は、社団法人日本人材派遣協会（以下「派遣協会」という。）が委託を受けて実施する派遣元責任者講習（以下「派遣元講習」という。）等に対して交付するものである（平成 16 年度決算額：1 億 1,479 万円）。派遣元講習は、派遣元責任者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 36 条において労働者派遣事業者を選任が義務付け）、将来的に派遣元責任者になることも予定され得る者に対し、派遣元責任者の職務、必要な事務手続等について講習を行うものである。

##### （調査結果）

派遣元講習は厚生労働省として実施するものであり、委託要綱及び委託契約書において、受託者たる派遣協会は、委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、これを他の経理と区分するとされている。

派遣協会では、派遣元講習の実施に当たり、受講者から受講費用（会員受講者から 4,000 円、非会員受講者から 6,000 円）を徴収し、これを本委託費では不足する資料印刷費、会場費等（以下「資料代等」という。）に充当している。

しかしながら、これらの受講費用の徴収額及び資料代等は、委託費とは別に、派遣協会の収支予算書及び収支計算書において一般会計上の収入及び支出に掲載され、厚生労働省に提出されているものの、委託事業費精算報告書等には掲載されていない。また、派遣協会の資料によると、資料代等のほかに、派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、本委託費から人件費が支給されない者に対する賃金、講習申込受理に係るシステム開発費等が派遣協会の一般会計から支出されているが、これらの詳細も厚生労働省に報告することとされていない。

さらに、受講費用の徴収額と委託費の合計額が派遣元講習の実施に要した経費を上回ったときの精算方法が定められていないため、仮に収入が支出を上回った場合には派遣協会が委託事業である派遣元講習の実施によって利益を得ることになっている状況がみられた。

以上のような委託事業に係る収入及び支出の処理は、透明性及び厳格性に欠けるものであり、適切ではない。

##### （改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在委託費から支出されていない経費を含め派遣元講習の実施に必要な経費を厳格に算出した上で、それに見合った適正な受講費用を自ら決定するとともに、当該年度の委託事業の終了後、受講費用の徴収による収入額及び支出額を委託事業費精算報告書等により報告させ、受講費用の徴収による余剰金が生じた場合には委託費を減額する仕組みを設けること。
- ② 委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、それぞれの積算根拠と併せて公開し、その透明性を高めること。

⑤ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業（厚生労働省）

**（事業等の概要）**

女性と仕事の未来館運営事業は、「女性と仕事の未来館」（以下「未来館」という。）において、働く女性のためのキャリアアップセミナー及び起業セミナー（以下、これらを「委託セミナー」という。）等女性が能力を十分に発揮して働くことを支援するための事業を未来館の運営とともに財団法人女性労働協会（以下「女性労働協会」という。）が委託を受けて実施するものである（平成16年度決算額：4億399万円）。

**（調査結果）**

- ① 女性労働協会は、各種の収入増加策を講じてきているが、平成16年度における施設の稼働率（利用可能時間に対する利用時間の割合）は、ホールが18.4%、第1セミナー室が28.7%、第2セミナー室が29.7%にとどまっている。これは、施設の稼働率を伸ばすための周知がまだまだ十分ではないことなどによるものとみられる。
- ② ホール等の施設の利用料金は、時間帯や曜日、季節にかかわらず一律の設定となっている。しかし、類似の施設の利用料金をみると、繁閑に応じて設定され、かつ、いずれの時間帯も未来館より高く設定されている。
- ③ 委託セミナーについては、平成15年度以降、受講者からテキストの実費相当分の金額（平成17年度で一人当たり1,050円又は2,100円）を徴収しているが、女性労働協会が自主事業として実施している講座は、委託セミナーより高額な参加費（平成17年度で受講者一人当たり2,625円や8,400円等）を徴収していること、受講は受講者個人の利益にかなうものであることから、現状の徴収額は適切なものとなっていないとみられる。

**（改善の方策）**

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、i) 施設の稼働率の目標を設定した上で、施設の一層の周知、関係団体等への営業活動など施設の稼働率を上げる取組を行う、ii) 利用料金を繁閑に応じたものとするとともに、類似施設との比較を踏まえてこれを引き上げる、iii) 委託セミナー受講者から適切な額を徴収するなど、委託事業に伴う収入の増加を図るための措置を講ずることにより、委託費の縮減を図る必要がある。

## ⑥ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業（農林水産省）

### （事業等の概要）

漁業者団体等が、主要水産物を、水揚げ集中による産地価格の低迷時等に一定価格水準で買い取り、一定期間保管し、漁期以外に放出する水産物調整保管事業（以下「調整保管事業」という。）を実施する際の、買取代金の金利、買い取った水産物の保管経費等を、財団法人魚価安定基金（以下「魚価基金」という。）が助成している。魚価安定基金造成事業は、魚価基金がこの助成事業に必要な資金（以下「調整保管事業助成資金」という。）を造成することなどに対して補助するものである（平成16年度決算額：17億1,000万円）。

この調整保管事業助成資金は、対象水産物の直近3年間の生産量の平均値に一定割合（調整保管率）を乗じて得た数量を買取見込み数量として必要な資金額（以下「事業規模」という。）を算定し、この事業規模から前年度の繰越見込金を差し引いた額を、国が毎年度補助している。

### （調査結果）

事業規模は、水産物価格の動向の予測が困難なため、過去の事業実績を一定程度上回る必要があるものの、

- i) これを算定する上で重要な数値となっている調整保管率は、平成16年度時点で、多獲性魚（さば、さんま、あじ等）が10%等水産物ごとに設定されているが、昭和52年度から平成15年度までの間の各年度の実績に対する実際の買取数量の割合（以下「買取率」という。）を、助成金額が最も多い多獲性魚についてみると、最大値5.4%、最小値0.7%、最頻度値が1.0%以上1.5%未満となっており（最近3年間では4.6%から5.4%）、16年度の調整保管率の10%よりいずれも相当低いものとなっている、
  - ii) 事業規模は、平成12年度以降、効率的な事業運営を推進する観点から、上記の方法で算出した額に7割（過去の事業実績の最大値である昭和61年度66.0%を踏まえたもの）を乗じた額としているものの、昭和61年度と平成16年度の事業規模と事業実績額との差をみると、昭和61年度は9億5,700万円、平成16年度は16億2,600万円となっている、
- など、事業規模が事業実績と大きくかい離している状況がみられた。

### （改善の方策）

農林水産省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、調整保管事業助成資金について、最新の買取率を踏まえた調整保管率を設定するなど、事業規模の算出方法を見直すなどにより、事業規模と事業実績とのかい離を縮小する必要がある。

## ⑦ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業（経済産業省）

### （事業等の概要）

石油製品品質確保事業は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品質確保法」という。）の規定によるハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油及び灯油（以下「4油種」という。）の品質管理の実効性や信頼性を担保するため、社団法人全国石油協会が、全国の全給油所の店頭において年1回以上4油種を購入し、その品質を分析して品質確保法の遵守状況を確認する事業（以下「試買分析」という。）に対して補助するものである（平成16年度決算額：17億6,319万円）。

### （調査結果）

① 試買分析の対象となる全国の給油所数は減少（平成12年度末53,704か所から16年度末48,672か所と9.4ポイント減）しているものの、流通経路が一定でないことから品質確保法上の強制規格（注1）への不適合を発生させる可能性が高い給油所が増加していることもあり、試買分析の実施件数はほぼ横ばい（4油種の合計で平成12年度226,125件から16年度226,372件）となっている。

しかし、i) 大半の給油所における不適合は一過性で、不適合を繰り返す給油所は特定の一部のみとなっている、ii) 認定給油所（注2）における不適合の発生頻度は、非認定給油所より極めて低い、iii) 不適合を発生させる給油所がほとんどない地域がある一方でこのような給油所が集中している地域があるなどの状況がみられるが、現在行われている試買分析は、このような状況を十分に踏まえた重点的なものとなっていない。

② 油種ごとに標準規格（注3）に適合することを確認した給油所については、品質確保法第17条の6第1項等の規定により、その施設又は設備に「SQマーク」を掲示することができる。このSQマークは、試買分析の結果、規格への不適合が判明した給油所からは、経済産業省の立入検査を経て取り除かれることとなるため、SQマークを広く周知して消費者に十分浸透させ、消費者が、より良い品質の石油製品を販売する給油所をSQマークの有無によって容易に見分けることができるようにすれば、試買分析の実効性が大きく高まるものと考えられる。

（注1） 安全性及び環境への影響の観点から、販売される石油製品が必ず適合していなければならないとして、品質確保法に基づき経済産業省令で定める規格

（注2） 信頼される流通経路からのみ揮発油を購入するなどの品質維持計画を作成し、経済産業省から認定をされた給油所

（注3） 強制規格にいくつかの規格を加え、標準的な品質の石油製品の基準として、品質確保法に基づき経済産業省令で定める規格

### （改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 過去の不適合の発生状況等を勘案して試買分析の実施を重点化すること。

② SQマーク表示制度と試買分析との連携強化と相互補完を一層図り、SQマーク表示制度の消費者への浸透を徹底して試買分析の実効性を高めること。

⑧ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業  
(経済産業省)

(事業等の概要)

地域事業環境整備支援事業(以下「支援事業」という。)は、石油製品販売業者等を構成員とする47都道府県の石油商業組合や石油協同組合等(以下「石油組合」という。)が、地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図るなどの集客力の向上につながり、業界の構造改善に寄与することを目的として行う「かけこみ110番(注1)」、「普通救命講習会(注2)」、「災害協力協定(注3)」等の事業に対し、全国石油商業組合連合会を通じて補助するものである(平成16年度決算額:9億4,245万円)。

(注1) 地域住民が犯罪に巻き込まれた場合の緊急避難所、事故通報所として給油所を活用する事業

(注2) 交通事故や災害などが発生した際に被害者の一時保護、応急措置などを行う体制を整備するため、給油所の従業員を対象に実施する事業

(注3) 地元の地方公共団体と災害時における協力協定を締結し、徒歩で帰宅する被災者への水道水やトイレの提供、災害対応者への優先的な給油などを行う事業

(調査結果)

① 支援事業では、「かけこみ110番」を始めとして多くの事業を補助対象としているが、今回調査した12組合のうち11組合が「かけこみ110番」を中心に実施しており、また、平成14年度以降継続して実施しているところが多い。一方、「かけこみ110番」については、周知に係る補助が継続しているが、i) これを実施している11組合が所在する11道府県において、同様の事業(規模は「かけこみ110番」と同程度又はそれ以上)は、他業種団体(コンビニエンスストア、理容業、美容業、タクシー業等)又は地方公共団体(4府県)でも実施されており、また、ii) 小中学生等を中心に地域住民等の認知度が比較的高く、地域に定着しつつある状況がみられる。

② 「かけこみ110番」以外の事業については、「災害協力協定」を除き、実施している石油組合は増加していない。また、実施している事業の認知度の向上を図るため、多額の周知費用(平成16年度で12組合の合計2億6,082万円、事業費総額の74.1%、1組合当たり2,174万円)が投じられているが、「かけこみ110番」以外の事業の地域住民等の認知度は総じて低い数値となっている。その一方で、「普通救命講習会」等「かけこみ110番」以外の事業を、比較的認知度の高い「かけこみ110番」と一体的に実施して認知度を向上させ、給油所に対する評価を一層向上させている例がみられた。

(改善の方策)

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、支援事業について、他業種団体等による事業の実施状況も踏まえ、認知度に応じて周知の対象及び方法の見直しを行うことなどにより事業の重点化を図るとともに、多額の周知費用を投じていながら認知度が向上していない場合には、既に定着した事業と一体的な展開を図るなど事業のより効果的な実施方法を検討する必要がある。